

2014年7月28日

みずほ銀行（中国）有限公司

中国アドバイザリー部

—産業政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第342号)

上海市人民政府弁公庁、 商業ファクタリング管理弁法を公布 上海地域での試行展開を後押し

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府弁公庁は、2014年7月8日付で『上海市商務委員会、上海市工商行政管理局が制定した『上海市商業ファクタリング試行暫定管理弁法』の転送に関する通達』(滬府弁[2014]65号、以下『管理弁法』という)を公布しました。上海市内の試行地域で設立を認めている商業ファクタリング企業に対する実務規定で、従事可能・不可の業務内容、業務遂行に係る要求事項、情報報告の義務等を明記しています。有効期限2年の時限規定として2014年8月1日より施行されます。

□ 企業の重要な資金調達手段に

商務部は2012年6月、天津市濱海新区と上海市浦東新区を試行地域として商業ファクタリング企業の設立を開放。その後、試行地域を他の省市にも拡大しています。上海市では黄浦区、徐匯区、嘉定区、青浦区でも商業ファクタリング企業の設立が認められているほか、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）内のファイナンスリース会社はその主要業務と関連する商業ファクタリング業務を兼業できるようになっています。

今回の『管理弁法』公布からは、中小零細企業の「資金調達難、資金調達の高コスト化」状況が緩和されない中、上海市が商業ファクタリングを企業の重要な資金調達手段として重視していることもうかがえます。

『管理弁法』は、取扱可能なファクタリングの種類について特に明記していませんが、上海市浦東新区商務委員会によれば、輸出ファクタリング、輸入ファクタリング、国内ファクタリングのすべてを取り扱うことが可能としています。また、商業ファクタリング企業は譲り受けた売掛代金に関連する口座別管理や回収、貸倒担保等の業務に従事することができます（第12条）。なお、上海自由貿易区内の商業ファクタリング企業には『管理弁法』ではなく、『中国（上海）自由貿易試験区における商業ファク

タリング業務管理暫定弁法』¹（中（滻）自賀管[2014]26号）が適用されます（『管理弁法』第28条）。

【図表】『管理弁法』の主な規定内容

商業ファクタリング企業の設立 条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 少なくとも 1 名の投資家もしくはその関連主体が商業ファクタリング業務等の関連業界を経営した経験を有している ✓ 投資家が設立後、満 1 年存続しており、ファクタリング業務の展開に相応する資産規模・資金力を備え、資産総額が 5000 万人民元以上で、税務・税関・工商等の政府部門や金融機関に 2 年以内の違法・規定違反および不良記録がない※ ✓ 健全な財務制度、リスクコントロール制度、重大リスク事件応急制度を構築している ✓ 金融領域で 3 年以上の管理経験を有し、かつ不良信用記録のない高級管理人員を少なくとも 2 名有している ✓ 会社形式で設立し、登録資本金は 5000 万元以上かつ全額を現金で払い込むこと
売掛代金の譲受 と関連して從事 可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 売掛代金への融資 ✓ 販売顧客口座別管理 ✓ 売掛代金の回収 ✓ 貸倒担保 ✓ 許可を経たその他の業務
從事不可の業務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金の受入 ✓ 貸付の実行または貸付実行の受託 ✓ 商業ファクタリングと関係のない回収業務・取立業務への専門從事・受託展開 ✓ 投資の受託 ✓ 国家が從事してはならないと規定するその他の活動
業務遂行に係る 主な規定内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業のリスク資産は通常、純資産総額の 10 倍を超えてはならないこと（リスク資産は企業の総資産から現金、銀行預金、国債を除いた剩余資産総額に基づき確定する） ✓ 買い取った売掛債権を中国人民銀行信用調査センターの「売掛代金質権登記公示システム」に登記すること ✓ 『非銀行金融機関資産リスク分類指導原則（試行）』を参照して資産リスクを分類し、相応の損失準備金を引き当てる ✓ 株主とその関連実体のために提供する担保もしくはファクタリング融資の残高総額は、当該株主の出資金額を超えてはならない ✓ 預金管理銀行で人民元専用口座を開設し、その口座を通じて商業ファクタリング業務を展開すること ✓ 預金管理銀行の確認を経た資金管理報告を商務主管部門に毎月送付すること ✓ 経営情報を商務部の「商業ファクタリング業務情報システム」に入力すること ✓ 重大事項が発生した場合、5 営業日以内に業界主管部門へ報告すること 等
主管部門への報 告が必要となる 重大事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持分比率が 5% を超える主要株主の変動 ✓ 1 件の金額が純資産の 5% を超える重大な関連取引 ✓ 1 件の金額が純資産の 10% を超える重大な債務 ✓ 1 件の金額が純資産の 20% を超える偶発負債 ✓ 純資産の 10% を超える重大な損失もしくは賠償責任 ✓ 董事長、総経理等の高級管理人員の変動 ✓ 減資、合併、分割、解散および破産申請 ✓ 重大な訴訟、仲裁の裁決待ち

※ 条件に合致する外国投資家の国外親会社が全額出資する国外子会社（SPV）の名義で設立する場合、満1年の存続は要求されません。また、国内投資家の登録資本金は全額払い込まれている必要があります。

（『管理弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成）

¹ 同暫定弁法の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第306号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.306.pdf

*

『管理弁法』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および12ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリーパート 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責**：
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

上海市人民政府弁公庁

滬府弁[2014]65号

上海市商務委員会、上海市工商行政管理局が制定した 『上海市商業ファクタリング試行暫定管理弁法』の転送に関する通達

各区・県人民政府、市政府関連委員会・弁公室・局 :

上海市商務委員会、上海市工商行政管理局が制定した『上海市商業ファクタリング試行暫定管理弁法』は、すでに市政府が同意した。ここに転送する。真剣に遵守執行されたい。

上海市人民政府弁公庁

2014年7月8日

上海市商業ファクタリング試行暫定管理弁法

第1章 総則

第1条 上海市商業ファクタリング業界の健全な発展を奨励および促進し、商業ファクタリング企業の経営行為を規範化するため、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国中外合資經營企業法』、『中華人民共和国中外合作經營企業法』、『中華人民共和国外資企業法』等の関連法律・法規の規定および『商務部による商業ファクタリング試行関連業務に関する通達』(商資函[2012]419号)、『商務部弁公庁による商業ファクタリング業界管理業務の適切な遂行に関する通達』(商弁秩函[2013]718号)の要求に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中国国内企業ならびに外国会社、企業およびその他の経済組織(以下、「外国投資家」という)が、独資、合弁、合作の形式で当市の試行区(県)で商業ファクタリング企業を設立し、商業ファクタリング業務および経営活動を展開する場合、本弁法を適用する。

第3条 本弁法がいう商業ファクタリング業務とは、供給者が商業ファクタリング業者(非銀行機構)とファクタリング協議の締結を通じて、供給者が現在もしくは将来の売掛代金を商業ファクタリング業者に譲渡し、それによって融資を獲得、もしくはファクタリング業者が提供する顧客口座別管理、代金回収、不良債権担保等のサービスを獲得することを指す。

第4条 市商務委員会は、全市の商業ファクタリング業界管理業務に責任を負い、市商務委員会および市工商行政管理局の確定を経た試行区(県)の商務主管部門は、当該行政区域内の商業ファクタリング業界管理に責任を負う。工商、公安、金融、税務等の関連職能部門は、法律・

法規および本弁法の関連規定に基づき、法により行政管理の職責を履行する。

第5条 市商務委員会は、市工商行政管理局、市公安局、市金融弁公室、市地方税務局および上海銀行業監督管理局、人民銀行上海本部とともに協同監督管理メカニズムを構築し、業界発展を推進および業界監督管理を強化する。試行区（県）政府は、当該区（県）の実際に結び付け、商業ファクタリング業界の発展促進に関する政策措置を打ち出さなければならない。

第6条 商業ファクタリング企業による業界協会の設立を奨励し、企業による国際的なファクタリング企業組織への加入を誘導し、業界自律を強化する。

第2章 商業ファクタリング企業の設立

第7条 商業ファクタリング企業は、以下の条件に合致していかなければならない。

(1) 少なくとも 1 名の投資家（もしくはその関連主体）が、商業ファクタリング業務等の関連業界を経営した経験を有していること。

本弁法がいう関連実体とは、当該投資家が支配するある実体、もしくは当該投資家を支配するある実体、または当該投資家と共にある実体に支配されている別の実体を指す。支配とは、支配側が被支配側の 50%を超える表決権を擁していることを指す。

(2) 投資家が設立して満 1 年存続していること（条件に合致する外国投資家の国外親会社がその全額出資して擁する国外子会社（SPV）の名義で投資して商業ファクタリング会社を設立する場合、満 1 年の存続を要求しなくてもよい）。投資家はファクタリング業務の展開に相応する資産規模および資金力を備え、その資産総額は 5000 万人民元を下回らず、かつ 2 年以内に税務、税関、工商等の政府部門および金融機関に違法・規定違反および不良記録がないこと。

商業ファクタリング企業の国内投資家の登録資本金が全額払い込まれており、国外投資家はその他の法律・法規の関連要求に合致していること。

外国投資家が事実どおりに実際の投資家の背景情報および資産状況を開示していること。

(3) 健全な財務制度、リスクコントロール制度および重大なリスク事件応急制度を構築していること。

財務制度には、財務管理体制、財務機構および職位の職責、資金および費用の管理要求、会計政策および科目、会計証憑管理等を含む。

リスクコントロール制度には、組織の枠組みおよび職責、業務オペレーションフローおよび要求、資産分類管理、リスク処理措置等を含む。

(4) 3 年以上の金融分野での管理経験を有し、かつ不良信用記録のない高級管理人員を少な

くとも 2 名擁していること。

高級管理人員とは、総経理（副総経理）、業務主管、財務主管、リスクコントロール主管および運営主管等を指す。

- (5) 会社形式で設立する場合、登録資本金が 5000 万人民元を下回らず、払込通貨資本であること。

外国投資家は、自由兌換可能な通貨、合法的に取得した国外人民元およびそれが中国国内で獲得した人民元利潤、もしくは持分譲渡、清算等の活動により獲得した人民元の合法収益で出資すること。

第8条 商業ファクタリング企業の設立手順は以下のとおり。

- (1) 内資商業ファクタリング企業の設立は、試行区（県）工商行政管理部門に名称事前認可を申請する。試行区（県）工商行政管理部門は申請人に設立条件を通知し、合わせて申請人の登記申請を受け取った後 3 営業日以内に、試行区（県）商務主管部門に意見聴取書簡を発送する。試行区（県）商務主管部門は、共同意見聴取メカニズムを始動し、合わせて 10 営業日以内に、書面で意見をフィードバックする。
- (2) 外資商業ファクタリング企業の設立は、試行区（県）工商行政管理部門に名称事前認可を申請する。名称認可を経て設立条件に合致する外資商業ファクタリング企業は、試行区（県）商務主管部門が設立批准文書を発行して『外商投資企業批准証書』を発給する。市商務委員会の批准が必要な場合、区（県）商務主管部門は市商務委員会に報告して批准を受ける。
- (3) 試行区（県）商務主管部門は、工商行政管理部門が登記を受理した後、商業ファクタリング企業の関連情報を市商務委員会に送付する。

第9条 商業ファクタリング企業の設立は、一般企業の設立に必要な資料を提出するほか、以下の資料も提出しなければならない。

- (1) 商業ファクタリング企業の設立方案で、以下を含む。
 1. 投資家の基本状況の紹介および関連証明、
 2. 投資家もしくはその関連実体が商業ファクタリング業務、トレードファイナンス、サプライチェーン管理等の関連業界に従事した経歴証明、
 3. 投資規模の分析、資金源の説明、
 4. 財務制度、リスクコントロール制度および重大リスク事件応急制度、
 5. 設立予定ファクタリング企業の将来の業務発展計画、展開予定のファクタリング業務の業界および領域、組織管理の枠組み、収益分析ならびにリスクコントロール能力分析、業務オペレーションフローおよび特徴。

- (2) 高級管理人員およびリスクコントロール部門の管理人員の状況照会および関連証明。
- (3) 管理部門が提出を要求するその他の関連文書。

第10条 商業ファクタリング企業は、名称において「商業保理」の字句を表記しなければならない。

第11条 商業ファクタリング企業に以下の変化事項があった場合、設立手順を参照して変更を申請しなければならない。

- (1) 持分比率が5%を超える株主が持分譲渡を申請する場合、
- (2) 新たな株主を追加する場合、
- (3) 合併する場合、
- (4) 分割する場合。

その他の変化事項は、関連法律・法規に基づき執行する。

第3章 経営とリスク管理

第12条 商業ファクタリング企業は、譲り受ける売掛代金と関連する以下の業務に従事することができる。

- (1) 売掛代金への融資、
- (2) 販売顧客口座別管理、
- (3) 売掛代金の回収、
- (4) 貸倒担保、
- (5) 許可を経たその他の業務。

第13条 商業ファクタリング企業は、以下の業務に従事してはならない。

- (1) 預金の受入、
- (2) 貸付の実施または貸付実施の受託、
- (3) 商業ファクタリングと関係のない回収業務、取立業務への専門従事または受託展開
- (4) 投資の受託、
- (5) 国家が従事してはならないと規定するその他の活動。

第14条 中外資商業ファクタリング企業が従事する業務活動は、国家の外貨管理に対する関連規定に合致していなければならない。

第15条 商業ファクタリング企業は、銀行および非銀行金融機関ならびに債券発行等のチャネルを通じて融資を受けることができ、融資の出所は必ず国家の関連法律、法規の規定に合致していなければならない。

第16条 商業ファクタリング企業のリスク資産は通常、純資産総額の10倍を超えてはならない。リスク資産は、企業の総資産から現金、銀行預金、国債を除いた後の剩余資産総額に基づき確定する。

第17条 商業ファクタリング企業は、プルーデンス会計の原則に基づき、資産損失準備金引出制度を構築しなければならない。『非銀行金融機関資産リスク分類指導原則（試行）』を参照してファクタリング資産のリスクに対して分類を行い、合わせてリスクの大小に基づき、資産損失準備引当比率を確定し、四半期ごとに資産損失準備金を引き出すことができる。

第18条 商業ファクタリング企業が株主およびその関連実体のために提供する担保もしくはファクタリング融資の総残高は、当該株主の出資金額を超えてはならない。

第19条 商業ファクタリング企業は、人民銀行信用調査センターの売掛代金質権設定登記公示システムで、売掛代金譲渡登記手続を行い、売掛代金の権利帰属状態を公示しなければならない。

第20条 商業ファクタリング企業は、国際的なファクタリング企業組織に加入している国内の商業銀行で、商業ファクタリング運営資金の人民元専用預金口座（以下「専用口座」という）を開設しなければならない。

商業ファクタリング運営資金とは主に、商業ファクタリング企業が自己資金もしくは自己調達資金を運用して商業ファクタリング経営活動を展開する資金を指す。商業ファクタリング企業の日常経営管理資金は、監督管理の範疇に組み入れない。

商業ファクタリング企業は、商業銀行の法人機構もしくは授権された分支机构と資金管理協議を締結し、双方の権利、義務および責任を明確化しなければならない。

商業ファクタリング企業は毎月、試行区（県）商務主管部門に預金管理銀行の確認を経た資金預金管理状況を報告しなければならない。預金管理銀行は、商業ファクタリング企業が国家の法律・法規もしくは預金管理協議に違反していることを発見した場合、商務主管部門に関連状況を報告しなければならない。

第21条 商業ファクタリング企業は、規定に基づき、商務部の商業ファクタリング業務情報システム（以下「商務部情報システム」という）にログインして情報の入力を行わなければならない。入力内容は、会社の登録情報、高級管理人員の資質、財務状況、業務展開状況、内部管理制度の建設状況等を含む。新規登録企業は、設立後10営業日以内に基本情報の入力を完成させなければならない。

商業ファクタリング企業は、毎月、毎四半期終了後15営業日以内に、前月、前四半期の業務情報の入力を完成させなければならない。情報入力情報は、商業ファクタリング企業のコンプライアンス考課の重要指標とする。

第22条 商業ファクタリング企業は、重大事項報告業務を適切に遂行し、合わせて以下の事項の発生後5営業日以内に、商務主管部門（商務部情報システムにログイン）に報告し、合わせて関連部門が展開する調査に協力しなければならない。

- (1) 持分比率が5%を超える主要株主の変動、
- (2) 1件の金額が純資産の5%を超える重大な関連取引、
- (3) 1件の金額が純資産の10%を超える重大な債務、
- (4) 1件の金額が純資産の20%を超える偶発債務、
- (5) 純資産の10%を超える重大損失もしくは賠償責任、
- (6) 董事長、総経理等の高級管理人員の変動、
- (7) 減資、合併、分割、解散および破産申請、
- (8) 重大な訴訟、仲裁の決定待ち。

関連部門に報告する必要があるその他の事項は、関連規定に基づき執行する。

第4章 監督管理

第23条 市商務委員会は、全市統一の商業ファクタリング業界協同監督管理情報システムを構築し、工商、公安、金融、税務等の部門および上海銀行業監督管理局、人民銀行上海本部と企業情報の共有を実現し、商業ファクタリング企業に対する事中、事後の協同監督管理を強化することに責任を負う。

市商務委員会は、各区（県）による商業ファクタリング試行業務を指導および監督し、試行区（県）商務主管部門は半年に1度、市商務委員会に当該区（県）の商業ファクタリング発展状況を報告しなければならない。

第24条 試行区（県）商務主管部門は、工商、公安、金融、税務等の部門とともに商業ファクタリング企業の制度建設、内部統制メカニズム、コンプライアンス経営、融資管理、口座設置、統計データ報告の適時性および正確性等の状況に対する立入検査およびオフサイトモニタリングを強化し、企業に関連状況および問題に対して説明を行って期限付きで是正するよう命令し、合わせて関連状況を関連部門に通報しなければならない。

第25条 試行区（県）商務主管部門は、日常の情報報告、立入およびオフサイト検査などの状況と結び付け、毎年コンプライアンス考課を展開しなければならない。本弁法の規定に違反した、または本弁法の要求に達しない商業ファクタリング企業に対し、それに期限付きの是正を命令する。期限を超えて是正しない場合、ならびに規定違反の情状が深刻な場合、コンプライアンス考課を通過させず、遅滞なく関連部門に通知して社会に公示を行う。

試行区（県）商務主管部門は、コンプライアンス考課状況を市商務委員会に報告しなければならない。

第26条 試行区（県）商務主管部門は、会計士事務所、法律事務所等の専門社会評価機構に委託して、商業ファクタリング企業のリスクコントロール体系、リスク指標、信用リスク、市場リスク、オペレーションリスク、法的リスク等に対して評価を行わなければならない。第三者評価は、2年に1回展開し、合わせて評価結果を社会に公示しなければならない。

第27条 商業ファクタリング企業に経営過程において以下のいずれかの状況があった場合、市公安局等の関連部門が法に基づき処理を行う。犯罪を構成した場合、司法機関に移送して法に基づき刑事责任を追及する。

- (1) 違法な公衆預金の受入、資金集め詐欺、
- (2) マネーロンダリングおよび地下銀行、
- (3) 高利転貸犯罪もしくは違法な貸付の実施、
- (4) 売掛債権の重複質権設定、譲渡もしくは詐欺的取引、
- (5) 国際ファクタリング業務を借りた株価操作の実施、
- (6) 暴力的な取立等の刑事犯罪および関連する民事契約紛争、
- (7) その他の違法・規定違反行為。

第5章 附則

第28条 中国（上海）自由貿易試験区に設立した商業ファクタリング企業は、区内の関連規定に基づき執行する。

第29条 本弁法は、2014年8月1日より実施し、有効期限は2016年7月31日までとする。

上海市商務委員会
上海市工商行政管理局
2014年7月1日

(中国語原文)

上海市人民政府办公厅

沪府办〔2014〕65号

关于转发市商务委、市工商局制订的《上海市商业保理试点暂行管理办法》的通知

各区、县人民政府，市政府有关委、办、局：

市商务委、市工商局制订的《上海市商业保理试点暂行管理办法》已经市政府同意，现转发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府办公厅

2014年7月8日

上海市商业保理试点暂行管理办法

第一章 总则

第一条 为鼓励和促进上海市商业保理行业的健康发展，规范商业保理企业的经营行为，根据《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》等相关法律法规的规定和《商务部关于商业保理试点有关工作的通知》（商资函〔2012〕419号）、《商务部办公厅关于做好商业保理行业管理工作的通知》（商办秩函〔2013〕718号）的要求，制订本办法。

第二条 中国境内企业及外国公司、企业和其他经济组织（以下称“外国投资者”）以独资、合资、合作的形式在本市试点区（县）设立商业保理企业，开展商业保理业务和经营活动，适用本办法。

第三条 本办法所称的商业保理业务，是指供应商与商业保理商（非银行机构）通过签订保理协议，供应商将现在或将来的应收账款转让给商业保理商，从而获取融资，或获得保理商提供的分户账管理、账款催收、坏账担保等服务。

第四条 市商务委负责全市商业保理行业管理工作，经市商务委和市工商局确定的试点区（县）商务主管部门负责本行政区域内商业保理行业管理。工商、公安、金融、税务等相关职能部门根据法律法规及本办法的有关规定，依法履行行政管理职责。

第五条 市商务委会同市工商局、市公安局、市金融办、市地税局等部门和上海银监局、人民银行上海总部建立协同监管机制，推进行业发展和加强行业监管。试点区（县）政府应当结合本区（县）实际，出台有关促进商业保理行业发展的政策措施。

第六条 鼓励商业保理企业成立行业协会，引导企业加入国际性保理企业组织，加强行业自律。

第二章 商业保理企业设立

第七条 商业保理企业应当符合下列条件：

- (一)** 至少有一个投资者（或其关联主体）具有经营商业保理业务等相关行业的经历。
本办法所称的关联实体，是指该投资者控制的某一实体、或控制该投资者的某一实体、或与该投资者共同受控于某一实体的另一实体。控制是指控制方拥有被控制方超过 50% 的表决权。
- (二)** 投资者设立存续满一年（符合条件的外国投资者境外母公司以其全资拥有的境外子公司（SPV）名义投资设立商业保理公司，可不要求存续满一年）。投资者具备开展商业保理业务相应的资产规模和资金实力，其资产总和不得低于人民币 5000 万元且两年内在税务、海关、工商等政府部门和金融机构没有违法违规和不良记录。
商业保理企业境内投资者注册资本已缴足到位，境外投资者符合其他法律法规相关要求。
外国投资者如实披露实际投资人的背景信息及资产情况。
- (三)** 建立健全的财务制度、风险控制制度和重大风险事件应急制度。
财务制度包括财务管理体制、财务机构和岗位职责、资金和费用管理要求、会计政策和科目、会计凭证管理等。
风险控制制度包括组织架构和职责、业务操作流程和要求、资产分类管理、风险处置措施等。
- (四)** 拥有不少于两名具有 3 年以上金融领域管理经验且无不良信用记录的高级管理人员。
高级管理人员，是指总经理（副总经理）、业务主管、财务主管、风险控制主管以及运营主管等。
- (五)** 以公司形式设立，注册资本不低于人民币 5000 万元，为实收货币资本。
外国投资者以可自由兑换的货币、合法获得的境外人民币及其在中国境内获得的人民币利润或因转股、清算等活动获得的人民币合法收益出资。

第八条 商业保理企业设立程序为：

- (一)** 设立内资商业保理企业向试点区（县）工商行政管理部门申请名称预先核准。试点区（县）工商行政管理部门告知申请人设立条件，并于收到申请人登记申请后 3

个工作日内，向试点区（县）商务主管部门发出征询函。由试点区（县）商务主管部门启动联合征询机制，并于 10 个工作日内，书面反馈意见。

- （二）设立外资商业保理企业向试点区（县）工商行政管理部门申请名称预先核准。经核名并符合设立条件的外资商业保理企业，由试点区（县）商务主管部门出具批准设立文件并颁发《外商投资企业批准证书》；需要由市商务委批准的，由区（县）商务主管部门报市商务委批准。
- （三）试点区（县）商务主管部门在工商行政管理部门受理登记后，将商业保理企业相关信息报送市商务委。

第九条 设立商业保理企业除提交一般企业设立所需材料外，还应当提交下列材料：

- （一）商业保理企业设立方案，包括：
1. 投资者基本情况介绍及相关证明；
 2. 投资者或其关联实体从事商业保理业务、贸易融资、供应链管理等相关行业的经历说明；
 3. 投资规模分析、资金来源说明；
 4. 财务制度、风险控制制度和重大风险事件应急制度；
 5. 拟设保理企业未来业务发展规划、拟开展保理业务的行业和领域、组织管理架构、效益分析以及风险控制能力分析、业务操作流程及特点。
- （二）高级管理人员及风险控制部门管理人员情况介绍及有关证明。
- （三）管理部门要求提交的其他相关文件。

第十条 商业保理企业应当在名称中，标明“商业保理”字样。

第十一条 商业保理企业有下列事项变化的，应当参照设立程序申请变更：

- （一）持股比例超过 5%的股东申请股权转让；
- （二）增加新股东；
- （三）合并；
- （四）分立。

其他变化事项按照有关法律法规执行。

第三章 经营与风险管理

第十二条 商业保理企业可以从事与所受让的应收账款相关的下列业务：

- (一) 应收账款融资;
- (二) 销售分户账管理;
- (三) 应收账款催收;
- (四) 坏账担保;
- (五) 经许可的其他业务。

第十三条 商业保理企业不得从事下列活动:

- (一) 吸收存款;
- (二) 发放贷款或受托发放贷款;
- (三) 专门从事或受托开展与商业保理无关的催收业务、讨债业务;
- (四) 受托投资;
- (五) 国家规定不得从事的其他活动。

第十四条 中外资商业保理企业从事的业务活动应当符合国家对外汇管理的有关规定。

第十五条 商业保理企业可以通过银行和非银行金融机构以及发行债券等渠道融资,融资来源必须符合国家相关法律、法规的规定。

第十六条 商业保理企业的风险资产一般不得超过净资产总额的 10 倍。风险资产按照企业的总资产减去现金、银行存款、国债后的剩余资产总额确定。

第十七条 商业保理企业应当按照审慎会计原则,建立资产损失准备金提取制度。可以参照《非银行金融机构资产风险分类指导原则(试行)》对保理资产风险进行分类,并根据风险大小,确定资产损失准备计提比例,按照季度提取资产损失准备金。

第十八条 商业保理企业为股东及其关联实体提供担保或保理融资的总余额,不得超过该股东的出资金额。

第十九条 商业保理企业应当在人民银行征信中心的应收账款质押登记公示系统,办理应收账款转让登记,将应收账款权属状态予以公示。

第二十条 商业保理企业应当在境内已加入国际性保理企业组织的商业银行,开设商业保理运营资金的人民币专用存款账户(以下简称“专用账户”)。

商业保理运营资金主要是指商业保理企业运用自有资金或自筹资金开展商业保理经营活动的资金。商业保理企业日常经营管理资金不纳入监管范畴。

商业保理企业应当与商业银行的法人机构或授权的分支机构签订资金管理协议,明确双方的权利、义务和责任。

商业保理企业应当每月向试点区(县)商务主管部门报送经存管银行确认的资金存管情况;存管银行发现商业保理企业违反国家法律法规或存管协议的,应当向商务主管部门报告有关情况。

第二十一条 商业保理企业应当按照规定,登录商务部商业保理业务信息系统(以下简称“商务部信息系统”)进行信息填报,填报内容包括公司注册信息、高管人员资质、财务状况、业务开展情况、内部管理制度建设情况等。新注册企业应当于成立后10个工作日内完成基本信息填报。

商业保理企业应当于每月、每季度结束后15个工作日内,完成上一月度、季度业务信息填报。信息填报情况将作为商业保理企业合规考核的重要指标。

第二十二条 商业保理企业应当做好重大事项报告工作,并于下列事项发生后5个工作日内,向商务主管部门(登录商务部信息系统)报告,并配合有关部门开展调查。

- (一) 持股比例超过5%的主要股东变动;
- (二) 单笔金额超过净资产5%的重大关联交易;
- (三) 单笔金额超过净资产10%的重大债务;
- (四) 单笔金额超过净资产20%的或有负债;
- (五) 超过净资产10%的重大损失或赔偿责任;
- (六) 董事长、总经理等高管人员变动;
- (七) 减资、合并、分立、解散及申请破产;
- (八) 重大待决诉讼、仲裁。

其他需要向有关部门报备的事项按照有关规定执行。

第四章 监督管理

第二十三条 市商务委负责建立全市统一的商业保理行业协同监管信息系统,与工商、公安、金融、税务等部门和上海银监局、人民银行上海总部实现企业信息共享,加强对商业保理企业事中、

事后协同监管。

市商务委指导和监督各区（县）推进商业保理试点工作，试点区（县）商务主管部门应当每半年一次向市商务委报送本区（县）商业保理发展情况。

第二十四条 试点区（县）商务主管部门应当会同工商、公安、金融、税务等部门加强对商业保理企业的制度建设、内控机制、合规经营、融资管理、账户设置、统计数据上报的及时性和准确性等情况的现场检查和非现场监测，责令企业对有关情况和问题作出说明并限期整改，并将有关情况通报有关部门。

第二十五条 试点区（县）商务主管部门应当结合日常信息报送、现场和非现场检查等情况，每年开展合规考核。对违反本办法规定或达不到本办法要求的商业保理企业，责令其限期整改；对逾期不整改的以及违规情节严重的，不予通过合规考核，及时通报有关部门并向社会予以公示。

试点区（县）商务主管部门应当将合规考核情况上报市商务委。

第二十六条 试点区（县）商务主管部门应当委托会计师事务所、律师事务所等专业社会评估机构，对商业保理企业风控体系、风险指标、信用风险、市场风险、操作风险、法律风险等进行评估。第三方评估应每两年开展一次，并将评估结果向社会公示。

第二十七条 商业保理企业在经营过程中有下列情形之一的，由市公安局等相关部门依法进行处理；构成犯罪的，移送司法机关依法追究刑事责任：

- （一）非法吸收公众存款、集资诈骗；
- （二）洗钱和地下钱庄；
- （三）实施高利转贷犯罪或违法放贷；
- （四）应收债权重复质押、转让或欺诈性交易；
- （五）借助国际保理业务实施操纵股价；
- （六）暴力讨债等刑事犯罪和相关民事合同纠纷；
- （七）其他违法违规行为。

第五章 附则

第二十八条 在中国（上海）自由贸易试验区内设立商业保理企业，按照区内有关规定执行。

第二十九条 本办法自 2014 年 8 月 1 日起实施，有效期至 2016 年 7 月 31 日。

上海市商务委员会

上海市工商行政管理局

2014 年 7 月 1 日